

公立大学法人広島市立大学教育研究評議会規程

平成22年4月1日

規 程 第 4 号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人広島市立大学定款（以下「定款」という。）第22条に規定する教育研究評議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 教育研究評議会は、委員30人以内をもって組織する。

2 定款第22条第2項第4号に規定する者は、次に掲げる者とする。

- (1) 事務局長
- (2) 国際学部長
- (3) 情報科学部長
- (4) 芸術学部長
- (5) 広島平和研究所長
- (6) 附属図書館長
- (7) 国際センター長
- (8) 情報統括センター長
- (9) 芸術資料館長
- (10) 地域共創センター長
- (11) キャリアセンター長
- (12) 教育基盤センター長
- (13) 大学評価・IRセンター長
- (14) 心と身体相談センター長

(審議事項)

第3条 教育研究評議会は、定款第25条各号に掲げる事項のほか、学長が必要と認める事項について審議する。

(職務代理)

第4条 議長に事故があるときは、学長があらかじめ指名する副学長がその職務を代理する。

(委員以外の者の出席)

第5条 議長が必要と認めるときは、委員以外の者の教育研究評議会への出席を求め、意見を聴くことができる。

2 前項の規定により教育研究評議会に出席した委員以外の者は、議決に加わる権利を有しない。

(議事録)

第6条 議長は、議事録を作成しなければならない。

(事務)

第7条 教育研究評議会に関する事務は、事務局企画室において遂行する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、教育研究評議会の運営等に関し必要な事項は、教育研究評議会が定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。